

職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則及び消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第五十四号

職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則及び消防職員等に対する

賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 職員に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則(昭和四十二年広島県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「出納長室にあつては副出納長」を「会計管理局にあつては、会計管理局長」に改める。

第六条第一項中「副知事」を「総務部総務管理局の事務を担当する副知事」に改める。

(消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 消防職員等に対する賞じゆつ金の授与に関する条例施行規則(昭和四十二年広島県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「副知事」を「県民生活部の事務を担当する副知事」に改める。

第七条中「県民生活部危機管理局危機管理室」を「県民生活部危機管理局消防・保安室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。